

検討事項 1 - 5

[ADR 等に係る規律 (総論)]

1. 考えられる規律の内容

[論点1]

次のような規律を念頭に、各規律を設定することの適否、具体的内容等の検討を進めていくこととしてはどうか。

利用者の選択機会の確保を図るための規律

- ・ 選択・評価に資する情報の開示に関する規律

(例)ADR 機関等の情報開示義務

提供される手続の信頼性の確保・向上を図るための規律

- ・ 手続の内容の公正性・透明性の確保・向上に関する規律

(例)主宰者の情報開示義務、ADR 機関等の規則制定義務

- ・ 手続の円滑な進行の確保に関する規律

(例)主宰者の守秘義務、手続進行に関するデフォルト・ルールの設定、調整型・裁断型手続の分離、当事者の手続に対する協力義務

- ・ 主宰者の資質・能力の確保・向上に関する規律

(例)主宰者の要件、主宰者の研鑽義務、ADR 機関等の主宰者の養成・確保義務

- ・ 手続結果の円滑な履行の確保に関する規律

(例)ADR 機関の履行支援義務

ADR 等の環境整備に関する規律

- ・ 自主的な紛争解決の促進を図るための規律

(例)国民の紛争の自主的解決の重要性の認識義務

- ・ 関係者間の連携体制の整備を図るための規律

(例)ADR 機関等の他機関等との連携・協力義務

(留意事項)

上記の考えられる諸規律について、

- ・ 主宰者に関する規律(検討事項1 - 6)
- ・ 手続・組織運営等に関する規律(検討事項1 - 7)

に区分して検討していく。

2. 考えられる規律の性格

[論点2]

ADR 等に係る規律として考えられる事項については、**責務・義務(努力義務を含む。)**として設ける方法のほか、**法的効果の付与のための要件として設け、規律に服することを ADR 機関等の選択に委ねる方法**も考えられることを念頭に、検討していくこととしてはどうか
(注)義務として設ける場合でも、適用範囲(例:すべての ADR 等に規律を適用するか、業として行われる場合など特定の ADR 等のみに規律を適用するか)の設定等により、いくつかのオプションがある。

(留意事項)

ADR 等に係る規律は、規律の適用範囲、規律の適用の任意性、規律違反の効果といった観点からみて、以下のようなオプションが考えられる。

(1) 規律の適用範囲

- A すべての ADR 等に係る規律
- B 一定の ADR 等に係る規律
 - B1 特定の種類の ADR 等に係る規律
 - B2 臨時・偶発的でない(業として行われる)ADR 等に係る規律
 - B3 法的効果の付与の対象となる ADR 等に係る規律

(2) 規律の適用の任意性

- A 当事者間の合意の有無に関わらず適用される規定
- B 当事者間に別段の合意がない場合に適用される規律(デフォルト・ルール)

(参考)いわゆるデフォルト・ルールを設けることについては、当事者間の私的自治を尊重しつつ、原則たるべき手続等を明らかにするという意義を有するという考え方がある一方で、仲裁のような訴権を放棄する手続にあっては、手続上の理由によりデッド・ロックに乗り上げることは許されないものでデフォルト・ルールの必要性はあるものの、その他の手続にあっては、デフォルト・ルールの欠缺ゆえに手続が進展できない場合も当事者は訴訟を提起すれば足りるので、原則として、デフォルト・ルールを設定する必要はないとの考え方もある。

(3) 規律違反の効果

規律違反の私法上の効果

- A 無効
- B 債務不履行等(損害賠償責任の発生)
- C 特になし

規律違反の行政上の効果

- A (権利・利益付与につき認定・許可制度をとる場合)認定・許可の取消
- B 行政上の制裁(例:公表)
- C 特になし

規律違反の刑事上の効果

- A 刑事罰
- B 特になし

3. ADR 法と個別法令の適用関係(ADR 法の位置付け)

[論点3]

ADR 法において規律を設ける場合、ADR 法と ADR 等の手続等を規定する個別法令の関係について、ADR 法は、個別法令に別段の定め(ADR 法の規定により難しい場合に、ADR 法の規定の適用を排除する規定を含む。)がない場合に適用されることを原則とすることとしてよいか。

(留意事項)

ADR等を、手続を提供する主体別にみると、司法型ADR(民事調停・家事調停)については、その手続及び関係者に係る規律を規定する法令として民事調停法、家事審判法等が存在し、行政型ADR等の多くについても、同様の個別法令が存在する。

また、ADR等を手続類型別にみると、仲裁については、UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法に倣って主宰者・当事者及び手続等に関する規律規定を設ける仲裁法案が今国会に提出される予定である(現在は、公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律に規定)。

(参考1)特定のADRの手続等を規定する個別法令(例示)

民事調停法(裁判所による民事調停の手続等を規定)

家事審判法(裁判所による家事調停の手続等を規定)

公害紛争処理法(公害等調整委員会又は都道府県公害審査会による公害紛争に係るあっせん、調停、仲裁、裁定の手続等を規定)

建設業法(建設工事紛争審査会による建設工事紛争に係るあっせん、調停、仲裁の手続等を規定)

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(紛争調整委員会による個別労働関係紛争に係るあっせんの手続等を規定)

住宅の品質確保の促進等に関する法律(指定住宅紛争処理機関による住宅性能関係紛争に係るあっせん、調停、仲裁の手続等を規定)

労働関係調整法(労働委員会による労働争議に係るあっせん、調停、仲裁の手続等を規定)

(参考2)特定の地位等にある者に適用される個別法令(主宰者としての行為にも関係するもの)(例示)

国家公務員法(主宰者が国家公務員又は国家公務員とみなされる者である場合の守秘義務を規定)

弁護士法(主宰者が弁護士である場合の守秘義務等を規定)

刑法(主宰者が弁護士である場合の秘密漏示罪を規定)

ADR 法の規定は個別法令に別段の定めがない場合に適用されることとすると、ADR 等に係る規律は、主として、民間型 ADR 等における手続等(仲裁については、仲裁法に規定のない事項)に適用されることとなる。